

第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び 第2期燕市障がい児福祉計画

1 計画の成果目標

(1)障がい児等支援の体制整備【第2期燕市障がい児福祉計画部分】

【現状と課題】

障がいのある子どもの支援は、ライフステージに沿って地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する必要があります。

燕市では、乳幼児期から学校卒業後まで途切れない支援を行うため、保健・医療・保育・教育・福祉等関連部署による協議を進め、つなげる支援体制を構築しました。今後も、保健センター、幼稚園・保育園・認定こども園、学校及び令和2年4月から市役所に開設された「妊娠からの子育て相談コーナー」等と連携し、早期からの切れ目のない支援を充実・強化させていく必要があります。

児童発達支援センターは、地域の中核的な療育支援施設であり、児童福祉施設と定義されていることから、人員配置や設備の面から本市においてはその設置が難しい状況にあります。

しかし、障がいのある子どもや家族に対し、障がいの種別や年齢別等のニーズに応じた支援を身近な場所で提供できるよう、支援体制の整備を図る必要があります。

保育所等訪問支援を実施する事業所は、平成30年度に1か所開設されました。障がいのある子どもが、地域の保育園等の集団生活に適応し、健やかに暮らす社会の実現を目指し、保育所等訪問支援の利用者拡大を図る必要があります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、本市に支援やサービスを提供する事業所が少ないこともあり、障がいのある子どもやそのご家族の期待に必ずしもお応えできていない現状があります。特に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は市内にはないため、その確保を図る必要があります。

医療的ケア児の支援については、燕地区重症心身障がい児・医療的ケア児在宅支援連絡会と情報共有を行い、検討を進めてきました。

身近な地域で、重症心身障がい児及び医療的ケア児が心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づいて支援する体制を構築することが重要になっています。

また、医療的ケア児が必要とする各関連分野の支援の利用を調整するコーディネーターの配置が求められています。

国の基本指針

- 1 **重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実**
 - ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
 - ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 2 **主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**
 - ・令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 3 **医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**
 - ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

燕市の方向性

つながる支援体制の充実・強化、児童発達支援のあり方、保育所等訪問支援の充実について、自立支援協議会の専門部会にて協議する。
重症心身障がい児や医療的ケア児など、専門的なサービスについて、適切な提供ができるよう体制の整備を図る。

燕市の成果目標

- つながる支援体制を充実・強化する。
- 障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援センターと同等の支援機能を有する体制を整備する。
- 保育所等訪問支援の利用者を拡大する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。
- 医療的ケア児支援のために協議の場を設置し、コーディネーターを配置する。

考え方

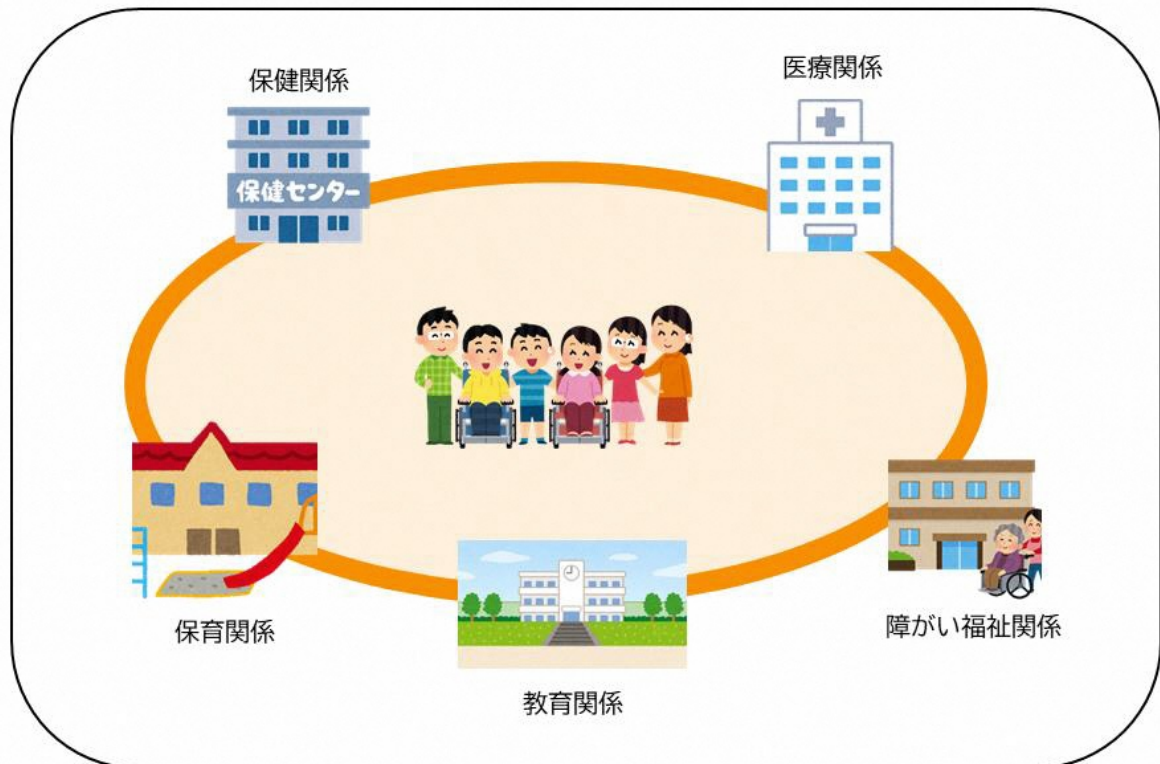
障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らせる支援の観点から、国の基本指針及び地域の実情に基づき、重要度と実現の可能性を考慮して成果目標を設定する。

また、本市独自の取組である「つながる支援」は、障がいのある子どもを早期から切れ目なく支援することに寄与しており、乳幼児期から学校卒業後まで途切れない支援を行うため、引き続き取組を進め、支援体制の充実を図る。

成果目標達成に向けた施策の展開

- つながる支援体制を充実・強化するため、保健、医療、保育、教育等関連部署との連携を促進する。
- 児童発達支援のあり方を検討するため、関係機関と児童発達支援センターが持つべき機能や課題について協議を進める。
- 障がいのある子どもの発達を支援するため、相談支援事業所と情報共有を図るとともに、保育部門との連携を強化する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保するため、自立支援協議会でニーズや課題について協議する。
- 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置について検討するため、関係機関に働きかけを行う。

【つながる支援体制について】



(2)相談支援体制の機能強化

【現状と課題】

平成26年4月、燕市では相談支援の充実・強化を推進するため、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域における相談支援体制の強化に取り組んできました。

基幹相談支援センターは、当該センター機能の一部を民間事業所に委託するなど、官民協働で相談支援体制整備に向けた取組を進めるとともに、自立支援協議会相談支援専門部会や相談支援機関連絡会を活用し、地域課題の抽出や課題解決に向けた協議を行ってきました。

今後は、複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できる相談支援体制の充実・強化が求められています。

国の基本指針	
令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。	
総合的・専門的な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ■障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 ■地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ■地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数の見込みを設定する。
燕市の方向性	
総合的・専門的な相談支援	基幹相談支援センターの設置により、障がいのある人の各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施している。
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターが基軸となり、これまで以上に関係機関と連携して、相談支援体制の強化を図る。

燕市の成果目標

地域の相談支援体制の強化

- 相談支援専門員^{※38}の資質向上及び地域の相談支援事業所の相談支援力の向上を図ることで、基幹相談支援センターの専門的な指導・助言の回数を令和5年度に87件まで減少させる。

前期 目標値	実績見込		目標値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	152件	126件	105件	87件

- 地域の相談支援事業所の人材育成の支援として、基幹相談支援センターが相談支援機関連絡会及び相談支援専門員研修等を実施する。令和5年度には17件を目指す。

前期 目標値	実績見込		目標値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	14件	15件	16件	17件

- 複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できる体制を構築するため、相談支援専門員が障がい分野以外の地域の相談機関との連携を目的とした会議・研修に参加するなど、連携強化の取組の実施件数10件を目指す。

前期 目標値	実績見込		目標値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	8件	8件	9件	10件

考え方

- 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 87件
地域の相談支援事業所に対する指導・助言の件数。平成29年度から令和2年度までの相乗平均を、令和2年度の見込値に乗じて算出する。
- 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数17件
基幹相談支援センターが開催する相談支援機関連絡会、相談支援専門員研修、ケース検討会の開催回数及び相談支援事業所が開催するケース検討会への参加回数で算出する。
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数10件
基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の相談支援専門員による地域の相談機関(地域包括支援センター等)との連携を目的とした会議・研修会への参加回数で算出する。

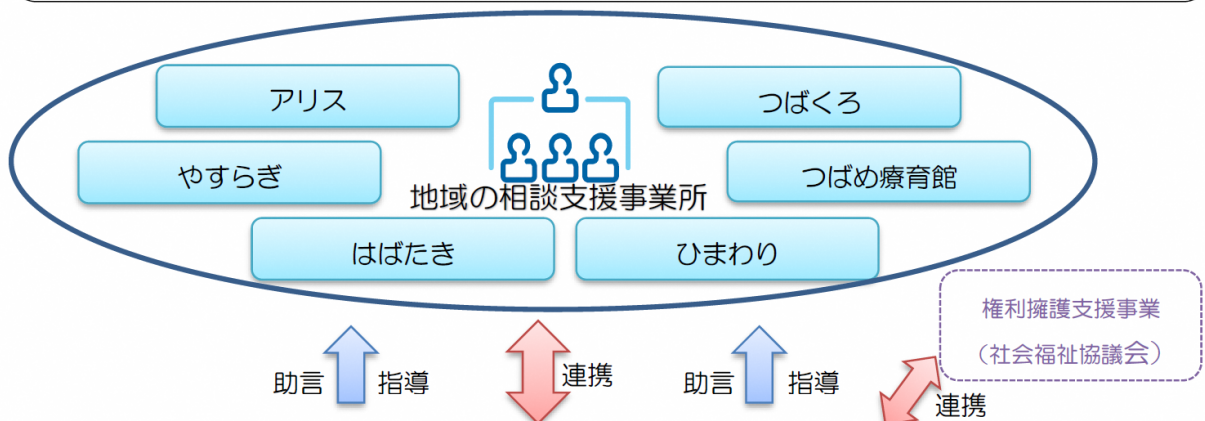
※38 相談支援専門員…「資料編」115ページにて、用語を解説しています。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 研修会の開催、相談支援機関連絡会の運営など、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化に向けた取組を実施する。
- 自立支援協議会(相談支援専門部会・つばめで暮らそう部会)と連携した施策を推進する。
- 児童福祉部署との連携を強化する。
- 教育・医療・保健分野など、地域にある関係機関との連携強化を図る。

【燕市障がい者基幹相談支援センターの役割と機能】

燕市における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人への相談支援に加え、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言や情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を総合的に行うことにより、相談支援機能の強化を図ります。



基幹相談支援センター(社会福祉課障がい福祉+地域生活支援センターやすらぎ)

1. 総合的・専門的な相談支援	3. 地域移行・地域定着の促進に関する取組
2. 地域の相談支援体制の強化の取組	4. 権利擁護・虐待の防止

(3) 福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進

① 福祉的就労の充実(燕市独自目標)

【現状と課題】

前期計画では、『(市内の就労継続支援B型事業所の)福祉的就労工賃 17,500 円/月を目指す。』、『全事業所(市内の就労継続支援B型事業所)の福祉的工賃 10,000 円/月以上を目指す。』を成果目標に掲げ、農福連携の推進や障がい者就労施設等が販売している物品や受託できる作業のPR強化など、官民協働で取り組んできました。

市内の就労継続支援B型事業所の平均工賃は、平成30年度が 14,826 円/月、令和元年度は 15,008 円/月と増加したものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響により、前年度を下回ることが予想され、成果目標の達成は困難と言わざるを得ません。一方、令和元年度の就労継続支援B型事業所の平均工賃は、全ての事業所で平均10,000 円/月を超えていることから、事業所の底上げが図られてきています。

今後も引き続き、事業所の工賃向上を支援する取組を自立支援協議会就労支援専門部会が中心となって協議するとともに、商工・農業分野と福祉分野の連携強化に取り組むことが必要です。

燕市の方針

国の基本指針は、一般就労への移行を重視しているものの、本市が従来から重視してきた福祉的就労の推進は、多くの障がいのある人が生きがいをもって自立した日常生活を送るために、かけがえのない支援となっており、福祉的就労の工賃(賃金)向上を本市独自の成果目標とする。これまでは、就労継続支援B型事業所に限定した成果目標を設定していたが、就労継続支援A型事業所の利用ニーズが高まる中で賃金の確保が課題となっていることから、今後は就労継続支援A型事業所も含めた成果目標を設定する。

燕市の方向性

就労継続支援A型・B型事業所に対する工賃(賃金)向上に向けた支援体制の構築及び効果的な支援策について継続して検討を行う。

燕市の成果目標

■ 令和5年度までに、就労継続支援A型・B型事業所の平均工賃(賃金)28,000 円/月を目指す。

前期 目標値	実績見込			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	26,200 円/月	26,800 円/月	27,400 円/月	28,000 円/月

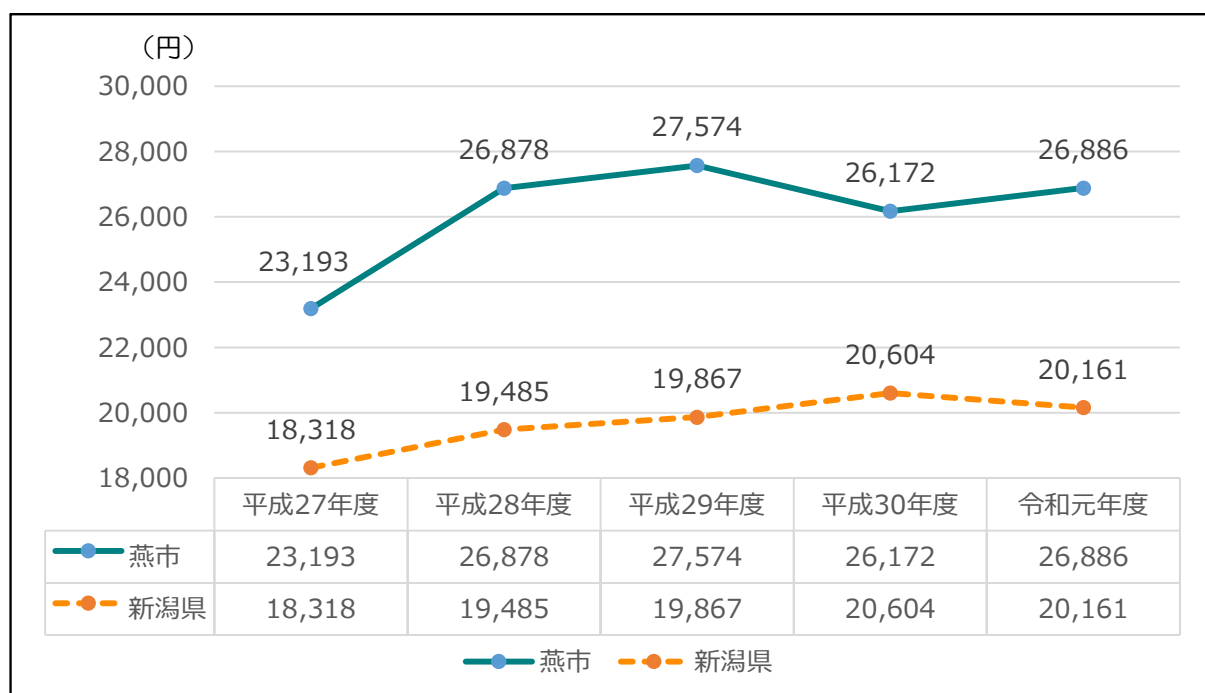
考え方

既設事業所の令和元年度実績 26,886 円を基準とし、新規事業所の参入を考慮して見込みを算出する。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 自立支援協議会就労支援専門部会等において、工賃(賃金)向上に向けた支援体制のあり方を検討する。
- 就労系サービス事業所情報交換会での情報交換・連携強化を図る。
- 就労継続支援事業所が策定する工賃(賃金)向上計画のヒアリング調査を引き続き実施する。
- 商工分野や農業分野との連携を推進する。

【就労継続支援A型・B型事業所の工賃(賃金)推移(燕市・新潟県)】



② 福祉施設から一般就労への移行

【現状と課題】

前期計画では、『一般就労移行者数10人を目指す。』を成果目標に掲げましたが、令和元年度の一般就労移行者数は9人と目標を若干下回る結果となりました。

前期計画中には、公共職業安定所や商工会議所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等と連携し、企業訪問や障がい特性を学べる講座の開催など、障がいのある人の雇用に関する理解促進や障がい特性に配慮した職場環境づくりの促進を支援する取組を行ってきました。

令和3年3月より、一般事業主の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられることから、企業への障がいに対する理解促進や関係機関との連携強化を図るなど、福祉施設から一般就労への移行を強化する取組がより一層求められています。

国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

燕市の方向性

公共職業安定所などの関係機関と連携し、企業と福祉施設との繋がりを強化していく取組を実施する。

燕市の成果目標

- 令和5年度中の一般就労移行者数12人を目指す。
(令和3年度から令和5年度の一般就労移行者数33人を目指す。)

【内訳】

就労移行支援事業所を通じて一般就労する者10人を目指す。

就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者1人を目指す。

就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者1人を目指す。

前期 目標値	実績見込		目標値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10人	5人	10人	11人 (21人)	12人 (33人)

※()は各年度の目標値の累計

考え方

令和5年度中の一般就労移行者数は、令和元年度一般就労移行者の実績9人×1.3≒12人と見込む。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 公共職業安定所及び商工会議所などと連携して、企業に対し、障がいの特性及び障がいのある人への支援に関する理解促進を強化する。
- 就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関が連携し、就労準備から職場定着までの一貫した支援を実施できるネットワークの形成に努める。



苗箱洗いの仕事



調理補助の仕事

③ 就労定着支援事業の利用者数(新規)

【現状と課題】

就労定着支援事業は、障がい者雇用が増加する中で、就労に伴う生活上の支援ニーズや課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたりに行う新設の障害福祉サービスですが、市内において就労定着支援事業の指定を受けている事業所はなく、就労定着支援の利用者は現在のところありません。

市内の就労系事業所が集まる情報交換の機会を活用し、事業の周知やヒアリングを実施したところ、事業の開設について検討している事業所もありますが、就職者数の要件が合わない等の理由により事業の開始には至っていないのが現状です。一方、近隣地域では、就労定着支援事業所が増えつつあることから、必要に応じて障がいのある人への情報提供を行う必要があります。

障がいのある人の就労後の定着に係る支援が重要となっていることから、引き続き市内の就労系事業所への事業周知及びヒアリングを行うなど、事業所の確保に向けた取組が必要です。

国の基本指針

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえたうえで、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

燕市の方向性

就労定着支援事業所が市内にないことから、引き続き事業の周知を行うなど、事業所の確保に努める。

燕市の成果目標

■ 令和5年度における市内就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、市内就労定着支援事業利用者3人を旨す。

前期 目標値	実績見込			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0人	0人	0人	3人

考え方

令和5年度に就労定着支援事業所1か所の開設を見込んでいることを踏まえ、令和5年度中に市内就労移行支援事業所等から一般就労へ移行した者のうち、3名が利用すると見込む。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 主に就労系事業所に対して、事業周知及びヒアリングを行う。
- 障がいのある人に対して、就労定着支援事業及び実施事業所についての情報提供を行う。

④ 就労定着支援利用による職場定着率

【現状と課題】

前期計画においては、国の基本指針で『各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定』とされたことを受け、本市では『職場定着率の向上を図る。』と成果目標を掲げました。しかし、市内において就労定着支援事業の指定を受けている事業所を確保できなかったことから、成果目標の達成には至りませんでした。

前述のとおり、障がいのある人には就労後の定着に係る支援が求められており、まずは事業所の確保に向けた取組が必要です。

国の基本指針				
就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。				
燕市の方向性				
就労定着支援事業所が市内にないことから、引き続き事業の周知を行うなど、事業所の確保に努める。				
燕市の成果目標				
■ 就労定着支援事業の指定を受けた事業所数1事業所以上の確保を目指す。				
前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所
考え方				
本計画期間中、就労定着支援事業所の開設を1事業所見込む。				
成果目標達成に向けた施策の展開				
■ 主に就労系事業所に対して、事業周知及びヒアリングを行う。				

(4)福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

【現状と課題】

令和元年度の実績は、地域移行^{※39}者数0人、入所者削減数は2人増で、目標値を大きく下回る状況となっています。

これは、施設入所者の障がいの重度化や高齢化により、地域生活へ移行できる対象者が年々減少していることなどが要因と考えられます。

また、利用者の親世代も高齢化しており、将来についての悩み・不安が深刻化していることから、グループホーム等への地域移行については、こうした不安等を解消しながら、丁寧に進めていく必要があります。

一方で、施設入所者の中には、地域で生活できる可能性がありながら、家族の就労状況等により長期入所を継続している人もいます。施設入所については、障がいのある人ご自身のニーズや入所の必要性について、十分検討した上で支給決定が行われる必要があります。

国の基本指針

- 1 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 2 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

燕市の方向性

入所施設、相談支援事業所と協働し、適切なサービス利用についての共通認識を持ち、支援方針を検討する。

燕市の成果目標

■ 地域移行者数1人を目指す。

前期 目標値	実績見込 令和2年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
8人	0人	0人	0人	1人

■ 入所者削減数1人を目指す。

前期 目標値	実績見込 令和2年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
2人減	2人増	0人	0人	1人減

※39 地域移行…「資料編」116ページにて、用語を解説しています。

考え方

施設入所者の障がいの重度化・高齢化により、地域生活へ移行できる対象者が減少している。また、介護者の高齢化や就労等の理由から年々入所希望者が増加しており、このような地域の実情を勘案して目標を設定した。

地域移行者数については、本人の状態からグループホームへの移行が可能と思われる人を1人見込んだ。

入所者削減数については、上記グループホーム移行者1人に加え、高齢化による身体機能の低下から介護施設への移行が適切と思われる人を1人、合わせて2人の削減を見込んだ。しかし、新規入所者を1人見込んでいるため、差し引き1人の削減とした。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 地域移行に向け、入所施設・相談支援事業所による、本人とご家族の意向確認を実施する。
- 地域で暮らしたいという意向のある人については、地域移行支援事業・地域定着支援事業等の提案を行う。
- 本人やご家族の地域移行に対する不安解消等に対して細やかな支援を実施するため、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援に従事する者の資質の向上を図る。



グループホームでの生活

(5)地域生活支援拠点等※40の整備

【現状と課題】

地域生活支援拠点等の整備については、これまで自立支援協議会全体会で検討を進めてきましたが、令和2年度より自立支援協議会つばめで暮らそう部会を設置し、より具体的な協議を行っていくこととなりました。

地域生活支援拠点等を着実に確保するため、地域の実情等を踏まえた段階的な目標を設定し、必要な取組を検討する必要があります。

国の基本指針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

燕市の方向性

自立支援協議会つばめで暮らそう部会を中心に、地域の実情等を踏まえた段階的な目標を設定し、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を確保するために必要な取組を検討していく。

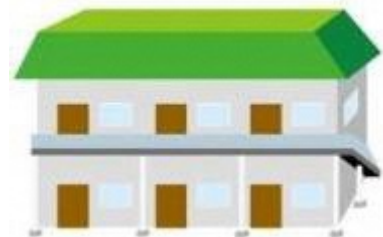
燕市の成果目標

■ 令和5年度末までに、地域生活支援拠点等として、今ある社会資源を有効活用し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備する。

考え方

障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、専門的人材を確保し、地域生活において障がいのある人等やその家族の緊急事態への対応を地域の実情に応じて実現性のある形で整備していく。

そのために、今ある社会資源を有効活用し、必要な機能を段階的に整備していく。具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施と短期入所等の活用で、地域における生活の安心感の担保を図る。また、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等への生活の場へ円滑に移行できる支援提供体制の整備を図る。



※40 地域生活支援拠点等…「資料編」116 ページにて、用語を解説しています。

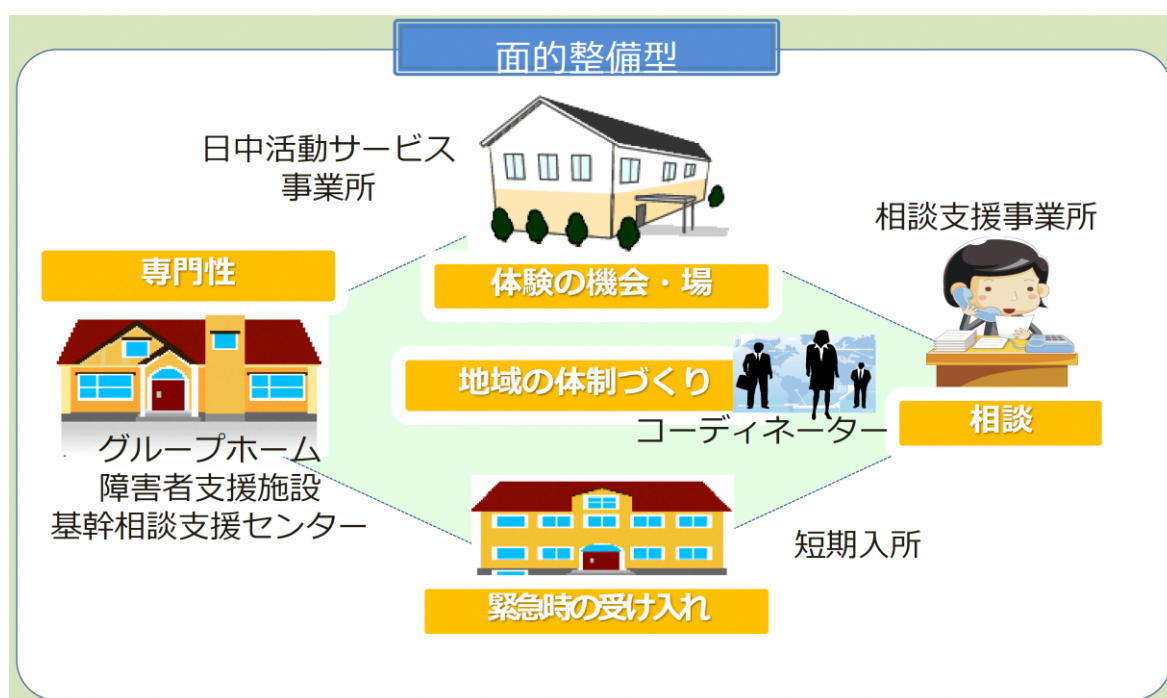
成果目標達成に向けた施策の展開

- 地域生活支援拠点等整備に向け、地域の実態把握や現状分析等を行う。
- 自立支援協議会において、地域の実情を踏まえ、目指すべき整備方針を検討する。
- 整備方針を踏まえ、運用上の課題共有や人材育成のための研修などを行う。

【地域生活支援拠点等イメージ】

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを主な機能として、居住支援を行います。



(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(新規)

【現状と課題】

障害福祉サービス等が多様化したことにより、市町村の職員には障害者総合支援法の具体的な内容を理解するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、適切な障害福祉サービス等の提供がなされているか検証を行うことが求められています。

本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等に例年参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムなどを活用した請求内容のチェックを行ってきましたが、障害福祉サービス等の質を一層向上させるため、その取組を実施する体制を構築する必要があります。

国の基本指針

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

燕市の方向性

『障害福祉サービス等に係る各種研修の活用』については、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員を参加させることで各種研修の活用を図る。

『障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有』については、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と必要な情報の共有を図る体制を構築する。

燕市の成果目標

■ 障害福祉サービス等に係る各種研修に、年2人参加する。

前期 目標値	実績見込		目標値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1人	2人	2人	2人

■ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有を年1回行う。

前期 目標値	実績見込		目標値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0回	1回	1回	1回

考え方

都道府県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等を実施し、障害福祉サービス等の質の向上に取り組む。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等へ参加する。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と必要な情報の共有を図る。



障害福祉サービス費等の請求審査

2 活動指標としての見込量

ここでは、各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとの必要量の見込みを記載しました。

〔活動指標としての見込量の体系〕

(1) 福祉施設から一般就労への移行等の内容及び見込量

(2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの内容及び見込量

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 居宅介護 | ⑫ 就労継続支援B型 |
| ② 重度訪問介護 | ⑬ 就労定着支援 |
| ③ 同行援護 | ⑭ 療養介護 |
| ④ 行動援護 | ⑮ 短期入所(福祉型・医療型) |
| ⑤ 重度障害者等包括支援 | ⑯ 自立生活援助 |
| ⑥ 生活介護 | ⑰ 共同生活援助(グループホーム) |
| ⑦ 自立訓練(機能訓練) | ⑱ 施設入所支援 |
| ⑧ 自立訓練(生活訓練) | ⑲ 地域生活支援拠点等 |
| ⑨ 宿泊型自立訓練 | ⑳ 計画相談支援 |
| ⑩ 就労移行支援 | ㉑ 地域相談支援(地域移行支援) |
| ⑪ 就労継続支援A型 | ㉒ 地域相談支援(地域定着支援) |

(3) 児童福祉法に基づく障害児支援の内容及び見込量

- | | |
|---------------|---|
| ① 児童発達支援 | ⑤ 保育所等訪問支援 |
| ② 医療型児童発達支援 | ⑥ 障害児相談支援 |
| ③ 居宅訪問型児童発達支援 | ⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援
を調整するコーディネーターの配置 |
| ④ 放課後等デイサービス | |

(4) 発達障がい者等に対する支援の内容及び見込量

- | | |
|--|----------------|
| ① ペアレントトレーニングやペアレント
プログラム等の支援プログラム等 | ② ペアレントメンター |
| | ③ ピアサポート※41の活動 |

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容及び見込量

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ① 保健、医療及び福祉関係者に
よる協議の場 | ③ 精神障がい者の地域定着支援 |
| ② 精神障がい者の地域移行支援 | ④ 精神障がい者の共同生活援助 |
| | ⑤ 精神障がい者の自立生活援助 |

※41 ピアサポート…「資料編」117ページにて、用語を解説しています。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組の内容及び見込量

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 総合的・専門的な相談支援 | ② 地域の相談支援体制の強化 |
|----------------|----------------|

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の内容及び見込量

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| ① 障害福祉サービス等に係る
各種研修の活用 | ② 障害者自立支援審査支払等
システムによる審査結果の共有 |
|---------------------------|----------------------------------|

(8) 地域生活支援事業の内容、実施に関する考え方及び見込量と確保のための方策

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 理解促進研修・啓発事業 | ⑥ 意思疎通支援事業 |
| ② 自発的活動支援事業 | ⑦ 日常生活用具給付等事業 |
| ③ 相談支援事業 | ⑧ 移動支援事業 |
| ④ 成年後見制度利用支援事業 | ⑨ 地域活動支援センター事業 |
| ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 | ⑩ その他事業 |

(1)福祉施設から一般就労への移行等の内容及び見込量

就労移行支援事業所及び就労継続支援(A型・B型)の利用者に対し、一般就労への移行を支援します。

就労移行支援からの移行者数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					8	9	10
実績(人)					-	-	-

就労継続支援A型からの移行者数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					1	1	1
実績(人)					-	-	-

就労継続支援B型からの移行者数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					1	1	1
実績(人)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	令和5年度中の一般就労移行者数:令和元年度一般就労への移行実績9人×1.3≒12人と見込む。
----------------	--

(2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの内容及び見込量

① 居宅介護

自宅で介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事などの介助を行います。障害支援区分が区分1以上の人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(時間)	953	834	851	868	594	572	550
実績(時間)	803	745	619	633	—	—	—
見込量(人)	76	59	58	57	54	52	50
実績(人)	60	59	58	56	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):56人 2) 利用者増減推計:6人減(令和5年度)※過去平均伸び率を加味 3) 時間:令和2年度1人当たり平均利用時間 11時間/月
----------------	--

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に対し、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

障害支援区分が区分4以上で、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人
- 重度の知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者(障害支援区分の認定調査のうち、行動関連の12項目の合計点数が10点以上である人)

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(時間)	20	20	20	20	160	160	160
実績(時間)	0	3	151	168	—	—	—
見込量(人)	1	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	0	1	1	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):1人 2) 利用時間見込:160時間
----------------	---

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(時間)	57	133	166	208	104	130	156
実績(時間)	98	124	151	92	—	—	—
見込量(人)	8	9	10	11	8	10	12
実績(人)	7	7	8	7	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):7人 2) 利用者増減推計:5人増(令和5年度末) 3) 時間:令和2年度1人当たり平均利用時間 13時間/月
----------------	---

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出援護を行います。

障害支援区分が区分3以上の人で、一人で行動することがとても困難で常に支援が必要な人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(時間)	20	20	20	20	20	20	20
実績(時間)	0	0	0	0	—	—	—
見込量(人)	1	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	0	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数・利用時間(見込み):0 2) 利用者増減推計:1人増(令和5年度末) 3) 利用時間見込:20時間
----------------	--

⑤ 重度障害者等包括支援

寝たきり状態などで常時介護を必要とし、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護等の複数のサービスを組み合わせ提供します。

重度の障がいがある人等で意思疎通を図ることに著しい支障がある人の中で、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し必要な支援を行います。

障害支援区分が区分6に該当する人等が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績		第6期見込量			
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(時間)	20	20	20	20	0	0	0
実績(時間)	0	0	0	0	-	-	-
見込量(人)	1	1	1	1	0	0	0
実績(人)	0	0	0	0	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数・利用時間(見込み):0 2) 県内に指定事業所がなく、利用は想定していません。
----------------	---

⑥ 生活介護

常に介護が必要な人に対し、障害者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介助を行うとともに、創作活動や生産活動の機会等を提供します。

障害支援区分が区分3(50歳以上の場合は区分2)以上の人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績		第6期見込量			
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日 ^{※42})	2,841	2,963	3,002	3,041	2,983	3,031	3,058
実績(人日)	2,800	2,914	2,926	2,934	-	-	-
見込量(人)	158	160	163	166	158	161	163
実績(人)	157	159	159	156	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):156人 2) 利用者増減推計:7人増(令和5年度末) 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:在宅利用者 16日/月 施設利用者 21日/月
----------------	--

※42 人日…「資料編」117ページにて、用語を解説しています。

⑦ 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人に対し、理学療法や作業療法など必要なリハビリテーションと、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

機能訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活へ移行するために身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- 特別支援学校を卒業後、地域生活を送るために身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	20	40	40	40	22	22	22
実績(人日)	35	26	0	0	—	—	—
見込量(人)	1	2	2	2	1	1	1
実績(人)	2	2	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):0人 2) 利用者増減推計:1人増(令和5年度末) 3) 利用日数:22日
----------------	---

⑧ 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人に対し、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を送るために必要な訓練と、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

生活訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 入所施設・病院を退所・退院した後、地域生活へ移行するために生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- 特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定し、地域生活を送るために生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	341	180	180	180	126	126	126
実績(人日)	180	137	103	109	—	—	—
見込量(人)	16	9	9	9	7	7	7
実績(人)	9	7	5	6	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):6人 2) 利用者増減推計:1人増(令和5年度末) 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:18日/月
----------------	---

⑨ 宿泊型自立訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人に対し、居室その他の設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な訓練を行います。

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の訓練が必要な人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	330	155	155	155	66	66	66
実績(人日)	94	49	42	43	—	—	—
見込量(人)	11	5	5	5	3	3	3
実績(人)	3	2	2	2	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):2人 2) 利用者増減推計:1人増(令和5年度末) 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:22日/月
----------------	---

⑩ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の人で、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援を行います。

具体的には、事業所内や企業における作業や実習等を通して生産活動や職場体験その他の活動の機会を提供し、就労への支援を行います。

また、就労後の職場定着のための支援もあわせて行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	420	323	357	391	252	270	288
実績(人日)	335	337	323	203	—	—	—
見込量(人)	22	19	21	23	14	15	16
実績(人)	19	21	17	11	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):11人 2) 利用者増減推計:5人増(令和5年度末)※新規開設事業所分を加味 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:18日/月
----------------	--

⑪ 就労継続支援 A 型

一般企業等への就労が困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人に対し、通所による就労の機会を提供します。

また、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対しては、一般就労への支援もあわせて行います。

具体的には、次のような人が対象となります。

- 就労移行支援事業を利用した人で、企業等の雇用に結びつかなかった人
- 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行った人で、企業等の雇用に結びつかなかった人
- 就労経験があり、現に雇用関係がない人

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	1,130	660	700	740	700	800	900
実績(人日)	623	641	627	599	—	—	—
見込量(人)	59	33	35	37	35	40	45
実績(人)	31	32	32	30	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):30人 2) 利用者増減推計:15人増(令和5年度末)※新規開設事業所分を加味 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:20日
----------------	---

⑫ 就労継続支援 B 型

一般企業等への就労が困難な人に対し、就労の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労へ向けた支援もあわせて行います。

具体的には、次のような人が対象となります。

- 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人
- 就労移行支援事業を利用した人で、企業等または就労継続事業(A型)の雇用に結びつかなかった人
- 上記に該当しない人で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された人

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	2,879	3,420	3,515	3,610	3,996	4,176	4,356
実績(人日)	3,128	3,528	3,702	3,918	—	—	—
見込量(人)	156	180	185	190	222	232	242
実績(人)	171	192	204	212	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):212人 2) 利用者増減推計:30人増(令和5年度末)※新規開設事業所分を加味 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:18日
----------------	--

⑬ 就労定着支援

一般就労に移行した人が就労を継続できるよう、就労に伴う生活面の課題について、企業や家族との連絡調整等を行いながら、課題解決に向けて必要な支援を行います。平成30年4月から開始されたサービスです。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	/	2	2	2	1	2	5
実績(人)	/	0	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	必要なサービスの確保ができるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。また、市外事業所の利用も積極的に推進していきます。
----------------	---

⑭ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び、食事や入浴、排せつ等の日常生活の支援を行います。

療養介護は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 障害支援区分が区分6の筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人
- 障害支援区分が区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者(18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。)

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	13	11	11	11	15	16	16
実績(人)	11	12	14	14	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):14人 2) 令和2年8月時点で待機者:2人
----------------	---

⑮ 短期入所(福祉型、医療型)

自宅で介護を行う人が病気等の場合に、障害者支援施設やその他の施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な支援を行います。

障害支援区分が区分1以上の人が対象となります。

※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます)

短期入所(福祉型)

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	281	245	259	273	243	261	279
実績(人日)	220	268	226	220	-	-	-
見込量(人)	46	35	37	39	27	29	31
実績(人)	33	39	39	25	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均

※第4期見込量は、福祉型と医療型を合わせた数値

※第4期実績と第5期以降の見込量・実績は、福祉型の数値に変更

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):25人 2) 利用者増減推計:6人増(令和5年度末) 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:9日
----------------	---

短期入所(医療型)

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	281	36	44	56	18	18	18
実績(人日)	22	20	23	17	—	—	—
見込量(人)	46	9	11	14	3	3	3
実績(人)	6	5	5	3	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

※第4期見込量は、福祉型と医療型を合わせた数値

※第4期実績と第5期以降の見込量・実績は、医療型のみの数値に変更

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):3人 2) 令和2年度1人当たり平均利用日数:6日
----------------	--

⑩ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な巡回訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

障害者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)		0	2	2	0	0	0
実績(人)		0	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):0人 2) 近隣に指定事業所がないため、利用は想定していません。
----------------	---

⑰ 共同生活援助(グループホーム)

地域の共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の相談・援助などを行います。

身体障がいがある人は、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスを利用したことがある人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	54	74	77	80	71	72	73
実績(人)	67	69	70	69	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):69人 2) 利用者増減推計:4人増(令和5年度末)
----------------	---

⑱ 施設入所支援

施設に入所している人に対して、主として夜間や休日に入浴、排せつ及び食事の介助、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

障害支援区分が区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人が対象となります。

(18歳未満については、児童福祉法に基づく障害児入所施設の対象となります。)

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	91	78	88	87	91	91	90
実績(人)	88	94	92	92	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):92人 2) 利用者増減推計:2人減(令和5年度末)
----------------	---

⑱ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを主な機能として、居住支援を行います。

地域生活支援拠点等の設置箇所数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(箇所)					0	0	1
実績(箇所)					-	-	-

地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(回)					0	0	0
実績(回)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和5年度末までに地域生活支援拠点等1か所を確保します。 2) 設置後、年1回以上運用状況を検証及び検討します。
----------------	--

⑳ 計画相談支援

障害福祉サービス等の利用を希望する人に対して、サービス等利用計画^{※43}を作成します。利用後も一定期間ごとにモニタリング^{※44}を行い、サービス等の利用が適正かを検討します。

障害福祉サービス等を利用する全ての人を対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	50	74	76	78	124	136	150
実績(人)	70	96	117	113	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):113人 2) サービス等利用計画+モニタリングの利用者数
----------------	--

※43 サービス等利用計画…「資料編」114ページにて、用語を解説しています。

※44 モニタリング…「資料編」118ページにて、用語を解説しています。

㉑ 地域相談支援(地域移行支援)

障害支援施設等に入所、または精神科病院に入院している人が退所・退院して地域生活に移行する際に、入所施設や精神科病院への訪問による相談、地域移行に必要な障害福祉サービス事業所等への同行、住居を確保するための入居支援、その他地域での生活に移行するために必要な支援を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	2	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	0	0	0	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):0人 2) 利用者数:新規利用者1人を追加
----------------	--

㉒ 地域相談支援(地域定着支援)

障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院し、自宅で一人暮らしをしている人や、同居家族からの支援を受けられない人などに対して、安定した地域生活を過ごすことができるよう、常時の連絡体制を確保し、夜間を含む緊急時には相談・訪問等の必要な支援を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	1	2	2	2	1	1	1
実績(人)	1	0	0	0	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者(見込み):0人 2) 利用者数:新規利用者1人を追加
----------------	---

(3) 児童福祉法に基づく障がい児支援の内容及び見込量

【第2期燕市障がい児福祉計画部分】

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等
その他必要な支援を行います。

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童
が対象となります。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人日)	232	385	335	395	431	452	466
実績(人日)	360	315	395	396	—	—	—
見込量(人)	29	55	67	79	62	65	67
実績(人)	42	57	61	47	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定に あたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):47人 2) 新規と支援終了者差引で増減推計:20人増(令和5年度末) 3) 1人当たりの平均利用日数:6.95日
--------------------	---

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な児
童に、集団生活への適応訓練を行うことと併せて必要な治療を行います。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人日)	30	7	14	21	7	7	7
実績(人日)	13	0	0	0	—	—	—
見込量(人)	5	1	2	3	1	1	1
実績(人)	2	0	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定に あたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):0人 2) 利用者増減推計:年1人 3) 1人当たりの平均利用日数:7日
--------------------	--

③ 居宅訪問型児童発達支援

児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

重症心身障がいなどの重度の障がいのある児童等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)		0	10	10	0	0	0
実績(人日)		0	0	0	-	-	-
見込量(人)		0	2	2	0	0	0
実績(人)		0	0	0	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均 ※平成30年4月創設

見込量設定にあたっての考え方	県内に事業所が1カ所のみであり、遠方であることから、利用は想定していません。
----------------	--

④ 放課後等デイサービス

学齢期の児童に対して、放課後や夏休み等の学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	593	880	920	940	971	1,108	1,294
実績(人日)	722	685	789	837	-	-	-
見込量(人)	84	88	92	94	120	137	160
実績(人)	75	83	95	99	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):99人 2) 新規と放課後等デイサービス終了者差引での増減推計:毎年17人ずつ増 ※新規開設事業所分を加味 3) 1人当たり平均利用日数:8.09日
----------------	---

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、対象の児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	0	20	20	20	10	10	10
実績(人日)	0	5	1	7	-	-	-
見込量(人)	0	10	10	10	5	5	5
実績(人)	0	2	1	4	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):4人 2) 利用者増減推計:1人(令和5年) 3) 人日:平均利用日数見込み(2日)×利用者数
----------------	---

⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)の利用を希望する児童が、サービスを適切に利用することができるように、障害児支援利用計画を作成します。利用後も一定期間ごとにモニタリングを行い、障害児支援利用計画の見直しを図りながら、適切な支援に努めます。

障害児通所支援を利用する全ての人を対象となります。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	10	23	28	34	42	49	57
実績(人)	27	30	36	36	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):36人 2) 利用者増減推計:21人(令和5年)
----------------	---

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割のコーディネーターの配置について検討していきます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター数	平成29年度	第1期実績			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)		0	0	0	0	1	1
実績(人)		0	0	0	-	-	-

※平成30年4月新潟県が取組を開始

見込量設定にあたっての考え方	令和4年度末までにコーディネーター1人を確保する。
----------------	---------------------------

(4)発達障がい者等に対する支援の内容及び見込量

① パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数

パARENTトレーニングは、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえた褒め方や叱り方等を学んだりすることにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするものです。

パARENTプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるように設定された、グループ・プログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。

支援プログラム等 受講者数	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)					15	15	15
実績(人)					-	-	-

※各年度年間の見込み数

見込量設定にあたっての考え方	支援プログラムの実施状況や地域の実情を勘案して設定
----------------	---------------------------

② パARENTメンターの人数

パARENTメンターとは、発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人です。

パARENT メンター養成者数	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)					2	2	2
実績(人)					-	-	-

※各年度年間の見込み数

見込量設定にあたっての考え方	市が実施する支援プログラムにおいて活動するパARENTメンターの人数
----------------	------------------------------------

③ ピアサポートの活動への参加人数

ピアサポート活動とは、障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいの相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことです。本市では、発達障がい者に特化したピアサポート活動の実施を計画していませんが、精神科病院訪問や研修会等でピアサポートの活用を推進していきます。

ピアサポートの活動 参加人数	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)					0	0	0
実績(人)					-	-	-

※各年度年間の見込み数

見込量設定にあたっての考え方	発達障がい者のピアサポート活動の回数
----------------	--------------------

(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容及び見込量

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムにより、関係機関が連携して支援体制の構築を図って行きます。

協議の場の開催回数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(回)					3	3	3
実績(回)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	自立支援協議会「つばめで暮らそう部会」の1年間の開催回数の見込み
----------------	----------------------------------

協議の場への関係者参加人数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					7	9	10
実績(人)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	自立支援協議会「つばめで暮らそう部会」の委員数
----------------	-------------------------

協議の場の目標設定及び評価の実施回数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(回)					1	1	1
実績(回)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	自立支援協議会全体会で年1回程度を目途に報告する見込み
----------------	-----------------------------

② 精神障がい者の地域移行支援

長期間入院をしている精神障がいのある人に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					1	1	1
実績(人)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	1) H30～R2:利用者0人 2) 長期入院中の人、新規1人を想定
----------------	---------------------------------------

③ 精神障がい者の地域定着支援

地域で、一人暮らしをしている精神障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					1	1	1
実績(人)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	1) H30～R2:利用者0人 2) 長期入院中の人、新規1人を想定
----------------	---------------------------------------

④ 精神障がい者の共同生活援助

精神障がいのある人に対して、主に夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談や入浴、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					13	14	14
実績(人)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	1) 国保連支払データより平均利用者数(精神障がい者)を算出【R2年度:11人】 2) 生活訓練利用者(精神障がい者)のうち、R2年度で標準利用期間終了者2人、R3年度で終了者1人を新規利用者と想定し算出
----------------	---

⑤ 精神障がい者の自立生活援助

精神科病院等から一人暮らしへの移行を希望する精神障がいのある人に対して、本人の意思を尊重した地域生活を援助するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う等、適時のタイミングで適切な援助を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					0	0	0
実績(人)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	1) H30~R2の利用者数:0人 2) R2.8月時点で県内指定事業所は8事業所。本市近隣には指定事業所がないため、利用は想定しにくい。 3) 利用希望が聞かれた場合は、地域定着支援等に対応する。
----------------	---

(6)相談支援体制の充実・強化のための取組の内容及び見込量

① 総合的・専門的な相談支援

総合的・専門的な相談支援とは、障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援のことです。引き続き、基幹相談支援センターにおいて実施します。

総合的・専門的な相談支援		第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	総合的・専門的な相談支援の実施の有無
----------------	--------------------

② 地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターを基軸とし、引き続き、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言及び人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組等を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組めます。

地域の相談支援事業者に対する指導・助言	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(件)					126	105	87
実績(件)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	地域の相談支援事業所に対する指導・助言の件数。平成29年度から令和2年度までの相乗平均を、令和2年度の見込値に乗じて算出 ※相談支援事業所内において相談支援力の向上が図られるため、年々減少するものと見込む
----------------	---

地域の相談事業者の人材育成の支援	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(件)					15	16	17
実績(件)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	基幹相談支援センターが開催する相談支援機関連絡会、相談支援専門員研修等を活用しての支援件数 ※継続した取組を行っており、これまで実施している年間の開催回数を設定。
----------------	--

地域の相談機関との連携強化の取組	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(回)					8	9	10
実績(回)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	地域の相談機関(地域包括支援センター等)との連携を目的とした会議・研修会など(基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所による)
----------------	--

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の内容及び見込量

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害福祉サービスの質を向上させるため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修に参加します。

研修への市町村職員の参加人数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					2	2	2
実績(人)					-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み
----------------	---

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体等と共有していきます。

審査結果の共有		第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体制の有無	見込					有	有	有
	実績					-	-	-
見込量(回)						1	1	1
実績(回)						-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数
----------------	--

(8)地域生活支援事業の内容、実施に関する考え方及び見込量と確保のための方策

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人や障がいの特性等に関し、地域住民の理解を深めるため、または「心のバリアフリー」の推進を図るため、研修及び啓発活動を実施していきます。

理解促進研修・啓発事業		第4期実績	第5期実績				第6期見込量		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有	有	
	実績	有	有	有	有	—	—	—	

見込量設定にあたっての考え方	1) 広報誌やホームページ等を活用した普及啓発 2) 市民向けの講座やイベントの実施
見込量確保のための方策	障がいのある人等について正しい理解を深めるため、広報誌やホームページなどの情報媒体を利用した情報発信を行うとともに、地域住民を対象にした講座やイベントを開催することで、理解促進・普及啓発に推進します。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援していきます。

自発的活動支援事業		第4期実績	第5期実績				第6期見込量		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有	有	
	実績	有	有	有	有	—	—	—	

見込量設定にあたっての考え方	1) 地域支え合い体制の拡充支援 2) 音声訳ボランティア ^{※45} の育成支援
見込量確保のための方策	地域支え合い活動の推進を燕市社会福祉協議会と連携して取り組みます。また、音声訳ボランティア育成等を通じ、障がいのある人やその家族等が自発的に行う活動を支援し、地域で生き生きと活動できる機会の提供を図ります。

※45 音声訳ボランティア…「資料編」113ページにて、用語を解説しています。

③ 相談支援事業

【障がい者相談支援事業(委託相談)】

障がいのある人、その家族等に対し、福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助を行います。

障がい者 相談支援事業 事業所数	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(箇所)	5	6	6	6	5	5	5
実績(箇所)	6	5	5	5	—	—	—

障がい者 相談支援事業 相談員数	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)	14	14	14	14	14	14	14
実績(人)	13	12	12	13	—	—	—

基幹相談 支援センター		第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
設置の 有無	見込	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	相談件数や地域の実情に勘案して設定
見込量確保のための方策	基幹相談支援センターを基軸に地域の相談窓口である相談支援事業所の体制強化を図るとともに、相談支援専門員の質の向上を図ります。 また、相談支援体制の強化については、自立支援協議会(相談支援専門部会・つばめで暮らそう部会)と連携した取組を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、「知的障害者福祉法第28条」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2」の規定により市長が行う審判の請求並びに審判の請求に要する費用及び後見人等に係る報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援します。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	3	12	12	12	15	16	17
実績(人)	10	10	11	14	—	—	—

※各年度の利用者数

見込量設定にあたっての考え方	1) H30～R元:利用者実績は1名ずつ増加 2) R2の見込み数:14名に1名ずつ増で推計
見込量確保のための方策	成年後見制度利用支援事業については、権利擁護支援事業を委託している燕市社会福祉協議会『福祉後見・権利擁護センター』と連携し、成年後見制度の利用が必要な人及び利用している人等へ支援を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

成年後見制度法人後見支援事業		第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	地域の実情を勘案して設定
見込量確保のための方策	事業を委託している燕市社会福祉協議会が中心となり、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修会などを開催し、地域の権利擁護支援の担い手育成及び活動を支援する体制整備を進めます。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通を支援します。

手話通訳者・要約筆記者等派遣数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	12	17	18	19	11	12	13
実績(人)	12	9	10	11	-	-	-

手話通訳者設置数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	1	1	1	1	1	1	1
実績(人)	1	1	1	1	-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	1) R3:H29~R 元実利用者実績の平均で推計 2) R4~R5:R3 の見込み数に1名ずつ増で推計
見込量確保のための方策	手話通訳者及び要約筆記者等派遣事業※46に必要な人材を確保するため、関係団体と連携して手話奉仕員養成講座を開催するなど、人材育成を進めます。また、燕市手話言語の普及等の推進に関する条例に基づき、市民への普及啓発など必要な取組を行います。

※46 要約筆記者等派遣事業…「資料編」118ページにて、用語を解説しています。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜や福祉を図るため、障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与し、障がいのある人の日常生活を支援します。

給付状況		第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	見込(件)	8	6	6	6	6	6	6
	実績(件)	0	1	6	18	-	-	-
自立生活支援用具	見込(件)	19	16	16	16	10	10	10
	実績(件)	6	3	13	21	-	-	-
在宅療養等支援用具	見込(件)	15	14	14	14	21	21	21
	実績(件)	21	20	17	18	-	-	-
情報・意思疎通支援用具	見込(件)	30	54	54	54	44	44	44
	実績(件)	31	15	28	48	-	-	-
排泄管理支援用具	見込(件)	1,348	1,525	1,525	1,525	1,504	1,504	1,504
	実績(件)	1,496	1,366	1,500	1,456	-	-	-
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	見込(件)	2	1	1	1	7	7	7
	実績(件)	1	5	3	9	-	-	-

※各年度年間延べ件数

見込量設定にあたっての考え方	1) H28年以降の上位2か年平均で推計 2) 居宅生活動作補助用具は、R2年度は8月末時点で7件の申請があり、徐々に件数が増加することを想定し、H28年以降の上位2か年平均で推計した件数に3件足して算出した。
見込量確保のための方策	障がい者福祉のしおりやホームページ等を通じて給付事業の周知に努めます。更に障がいの特性に合わせた対象用具の拡充や給付基準額の適正化を図るなど、障がいのある人の日常生活の支援に努めます。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	35	52	53	54	36	36	36
実績(人)	51	35	36	33	-	-	-

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	R2年度実績は新型コロナウイルス感染症予防のため、外出が減ったためH30・R元年の平均で算出しました。
見込量確保のための方策	必要な支援が適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。

⑨ 地域活動支援センター事業

障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

地域活動支援センター機能強化事業(基礎的事業)事業所数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(箇所)	2	2	2	2	2	2	2
実績(箇所)	2	2	2	2	-	-	-

地域活動支援センター機能強化事業(機能強化事業)事業所数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(箇所)	3	3	3	3	3	3	3
実績(箇所)	3	3	3	3	-	-	-

見込量設定にあたっての考え方	地域の実情等を勘案して設定
見込量確保のための方策	地域活動支援センターを運営する法人等に対して、引き続き補助を行い、運営の安定とサービスの質の向上を図ります。

⑩ その他事業

任意の事業として、本市では次の事業を実施しています。

【訪問入浴サービス事業】

自宅での入浴が困難な、身体に障がいのある人に対して、移動入浴車による入浴サービスを提供します。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	3	6	7	8	5	5	5
実績(人)	6	5	4	3	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者(見込み):3人 2) 利用者増減推計:2人増(令和5年度末)
見込量確保のための方策	必要なサービスが適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。

【日中一時支援事業】

障がいのある人が日中の活動の場を確保し、見守りや社会に適用するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的に実施します。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	62	54	59	64	48	48	48
実績(人)	50	46	50	36	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者(見込):36人 2) 利用者増減推計:12人増(令和5年度末)
見込量確保のための方策	必要な支援が適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

身体障害者手帳を所持している人が、就労等を目的とした自動車運転免許の取得や自らが運転するために行うブレーキ・アクセルなどの改造費の一部の助成を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	5	5	5	5	5	5	5
実績(人)	4	9	4	5	-	-	-

※各年度の利用件数

見込量設定にあたっての考え方	令和2年度助成(見込み)から推計
見込量確保のための方策	障がい者福祉のしおり等を活用して、事業の周知を行います。

【手話奉仕員養成研修事業】

手話奉仕員を養成するための講座を開催し、障がいのある人の社会参加のための支援者の拡充を図ります。

手話奉仕員養成研修事業受講者数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	12	12	12	12	13	13	13
実績(人)	10	6	11	中止	-	-	-

※各年度の養成者数

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

見込量設定にあたっての考え方	『燕市手話言語の普及等の推進に関する条例』の啓発を図るため、受講者を前年度見込みから1名増で推計
見込量確保のための方策	養成講座の実施に係る市民への周知方法を工夫するなどして、より多くの市民から受講してもらうように努めます。